

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月22日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
菅田中学校職員室空調機賃貸借
- 2 履行(納品)場所
横浜市立菅田中学校(横浜市神奈川区菅田町2017番地)
- 3 契約日
令和4年8月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和4年8月3日から令和4年10月31日まで
- 5 契約金額
484,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
関東建機株式会社
横浜市西区平沼1丁目1番3号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
職員室の空調機が故障し、修繕不可となった。空調機更新工事完了までの間は空調機が使用できず、学校運営に大きな影響を及ぼすため、緊急契約にて空調機をリースした。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に種目「仮設建物賃貸」で登録している市内中小企業から、事案が生じた時点で速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
教育委員会事務局教育施設課